

# 平成28年度臨時福祉給付金 及び 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)の申請・受付

平成26年4月に実施した消費税引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するため、今年度も「平成28年度臨時福祉給付金」が支給されます。

また、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者への支援として、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方を対象に「年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)」が支給されます。

支給対象と思われる方には、10月上旬に、市役所から申請書等を送付します。

申請書が届いた方は、同封の記入例等をご覧いただき、申請してください。



## ◇対象者・給付額

### 平成28年度臨時福祉給付金

◇対象者 次の要件を両方満たす方

①基準日(平成28年1月1日)に御坊市に住民登録をしている方

②平成28年度分の住民税が非課税の方

※本人が非課税でも課税者に扶養されている方や、生活保護を受けている方は対象外です。

◇給付額 支給対象者1人につき3,000円

### 年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

◇対象者 平成28年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している方

※高齢者向け給付金の受給者を除きます。

◇給付額 支給対象者1人につき30,000円

## ◇申請方法

申請書は次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送…申請書に同封の返信用封筒をご利用ください。

※平成29年1月11日(水)までの消印有効

②市役所担当窓口…下記「申請受付スケジュール」をご確認ください。

申請受付終了後の受付はできませんので、ご注意ください。

## ◇申請受付スケジュール 受付期間：10月11日(火)～平成29年1月11日(水)

受付期間	受付時間	受付場所
10月11日(火)～10月14日(金)	8:30～	市役所1階ロビー
10月17日(月)～平成29年1月11日(水)	17:15	市役所2階事業実施本部



※土・日曜日、国民の祝日及び12月29日(木)から平成29年1月3日(火)までは申請受付を行いません。

## ◇申請時に必要なもの

①申請書

②認印

③支給対象者全員の本人確認証(健康保険証・免許証などの本人を証明できるもの)の写し

④振込先金融機関の通帳、またはキャッシュカードの写し

※平成27年度臨時福祉給付金と同じ口座に振り込む場合は、③・④は不要です。

※外国人の方は、受取方法に関係なく、必ず在留カードまたは特別永住者証明書等の写しが必要です。

申請書及び添付書類に不備等がある場合は、受付できません。

市役所担当窓口での申請時には、念のため申請書とあわせて左記②～④をお持ちください。

また、郵送申請をした方で、申請書及び添付書類に不備があった場合は、ご返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。



## ◇申請・問い合わせ先

〒644-8686 御坊市菌350番地  
御坊市臨時福祉給付金等給付事業実施本部  
(市役所2階東会議室内)  
☎0738-23-5520

給付金等をよそおった「振り込め詐欺」・「個人情報の詐欺」にご注意ください。

自宅や職場などに県・市町村・厚生労働省の職員などをかたった電話がかかってきた、郵便が届いたら、迷わず市役所や御坊警察署(または警察相談電話【#9110】)にご連絡ください。

